

2010年度名古屋大学学生論文コンテスト

優秀賞（附属図書館長賞）受賞

## 核兵器廃絶、理想と現実の狭間で

医学部医学科3年 山田 悠至

※2011年6月30日付にて文中に一部修正を施しています。修正箇所一覧（別途web掲載）もご参照ください。

## はじめに

なぜ「核兵器のない世界」という理想主義的構想が必要なのか、そしてオバマ大統領がこの課題に取り組む現実的意図は何かを考察するのが本稿の目的である。発端は2007年1月にキッシンジャー元米国務長官らが『ウォールストリート・ジャーナル』に核廃絶の必要性を提言したことであった<sup>1</sup>。そして2009年4月5日のプラハ演説でオバマ大統領が、この提言を受け、「アメリカは核兵器を使ったことがある唯一の核保有国として行動する道義的責任がある」と述べ<sup>2</sup>、「核のない世界」を目指す意思を示した。これを契機として世界中で核廃絶の機運が高まり、オバマ大統領のノーベル平和賞受賞、戦略兵器削減条約(START1)後継条約を巡る米露交渉の進展、核廃絶を求める国連決議案への米国の支持など、核廃絶へ向けて大きな国際的潮流が形成された。しかし、核廃絶の試みはオバマ政権に特有な政策ではなく、第2次世界大戦以降一貫して存在し、一度も成功しなかった政策でもある。そこで第1章では、こうした核廃絶への挑戦の歴史を概観し、第2章で核兵器の特徴について考え、第3章では倫理的、政治的になぜ「核兵器のない世界」が必要かについての解答を試みる。そして第4章ではオバマ政権の核廃絶構想の現実的意図を考察し、第5章で核廃絶構想の実現可能性について検討する。

## 第1章 核兵器廃絶政策の歴史

核兵器廃絶を目指す試みは、完全な核の国際管理を行うという当初の真剣な提案、冷戦中の部分的措置という極めて控え目な段階、そして冷戦終結による根本的解決への回帰という3つの段階に分けられる<sup>3</sup>。まず当初の真剣な提案に関しては、1945年11月に米国が英国、カナダと共同で国家の軍備から将来にわたり核兵器を排除するための国連原子力委員会の創設を提案し<sup>4</sup>、この提案は1946年の国連総会のまさに最初の決議として全会一致で採択され、意欲的な核廃絶提案が委員会に提出された。しかしこのバルーク案の失敗が皮肉にもその後の核廃絶の試みを頓挫させることになった。バルーク案は核兵器を保有した国家に対して、安保理常任理事国の拒否権のない制裁事項を新設すべきだと主張したのに対し<sup>5</sup>、当時唯一の核保有国であった米国への恐怖からソ連が拒否権の保持に固執して猛反発し、1949年に交渉は決裂、その直後にソ連は最初の核実験を行い、米ソの核軍拡競争が始まったのである。こうして核廃絶政策は冷戦とともに部分的措置という次の段階に突入した。冷戦の激化に伴い核実験の規模が拡大し、住民の健康に対する懸念から差し迫った脅威を軽減する必要性が生じたのである。1963年には部分的核実験禁止条約が締結され、死の灰(放射性の塵)の飛散を招く大気圏、大気圏外空間、水中での核実験が禁止されたが、地下核実験の継続により軍拡競争を止めることはできなかった。さらに1968年になると核超大国の核軍拡である垂直拡散の阻止は困難だが、非核保有国への核の水平拡散は阻止できるとの認識が生まれ、核兵器不拡散条約(NPT)が締結された<sup>6</sup>。しかし当時世界には7万発の核兵器があり、地球上の全人口を何回も殺害しうるオーバーキル(過剰殺戮)の状態を相互確証破壊(MAD)<sup>7</sup>という、まさに狂

った方法で維持していたのであり、時代は明らかに行き詰りを見せていた。そしてその膠着を打破したのが1986年に行われた、ソ連共産党書記長ミハイル・ゴルバチョフの2000年までに核兵器を全廃するという歴史的演説であった。レーガン大統領はゴルバチョフ提案を受け入れたが、この時は米国がSDI計画(戦略防衛構想)<sup>8</sup>に固執して核廃絶は実現しなかった<sup>9</sup>。しかし時代は大きく核兵器廃絶へと舵を切ったのであり、冷戦終結とともに核軍縮は加速し、2009年の核廃絶を目指すプラハ演説に至っている。

そこで次章では、世界に誕生して以来、国連の全ての宣言と関連する条約において完全撤廃が最終目標であると言明され続けてきた核兵器とは何なのか、そして世界にどのような影響を与えてきたのかを考えてみる。

## 第2章 核兵器とは何か

まず核技術は従来の技術とは全く異なることを認識する必要がある。今までの技術は世界を構成する物質的な単位には触れず、世界に存在する要素や現象を応用し開発することで人間の行為を延長し、操作領域を拡げ、その限りで所与の世界を変えてゆくものだった。しかし核技術は、人間も含めてこの世界を構成する物質の単位を破壊することで生じるエネルギーを使う技術である<sup>10</sup>。原子(atom)は元々物質の究極的粒子として「それ以上分割できないもの」の意味であり、世界を構成する原子の破壊によるエネルギーは従来の化学反応とは桁外れの大きさで、まさに世界を破壊しうる力を秘めている。核戦争が勃発すれば、一瞬にして高熱と爆風で数千万～数億の人々が蒸発し吹き飛ばされ、死傷を免れた人々も社会基盤が機能不全に陥り、緩慢な放射線被曝の恐怖に晒されるとともに、地表の温度が一時的に急降下する「核の冬」現象で食糧難や疫病が急速に広がり生存は困難である<sup>11</sup>。そのため核兵器は戦場で使う兵器ではなく、戦争遂行を支える生活世界の全体を、人も物も工場も、そして道路も水道も電気も、一挙に無差別に破壊するための兵器となり、核兵器によって人類の破滅さえも可能になった<sup>12</sup>。この意味で初めて人類は「自殺」し得るようになり、世界が一つの「世界」になったのである。そして核兵器がもたらす無差別化により人類が自己を対象として全体的に捉え、処理すると同時に、その内部の個々の人間は人類という全体に溶解した<sup>13</sup>。こうした人類の能力をトルーマン大統領は「人間の英知の素晴らしい成果だ」と称えたが、核兵器という文明の最大の「成果」が最大の「野蛮」として機能するという現実を忘れてはならない。

また核兵器は戦争の意味をも変えた。クラウゼヴィッツは戦争を「武力によって相手方に我が方の意志を押しつけること」<sup>14</sup>であり、「戦争とは、異なる手段をもってする政治の継続に他ならない」<sup>15</sup>と規定したが、核兵器を使用すれば「我が方の意志を押しつける」相手を完全に殲滅するのみならず、「我が方」も自らの意志を押しつけ得ない程に殲滅されてしまうのである。そのため核兵器は勝利者から勝利の歴史的意味を奪ったのであり、全面戦争の唯一の結果は闘う両者が敗北することであるという現実を突き付けた<sup>16</sup>。軍事組織の目的は「戦争に勝つこと」から「戦争を回避すること」に変化し<sup>17</sup>、もし戦争にまだ使い道があるとす

れば、それは最後の手段としての使い道のみである。つまり国民的生存が瀬戸際に追い込まれた場合にだけ発動される絶望的行為、そして勝利はもはや存在しないにもかかわらず、相手の「勝利」を阻止するという消極的目的のためだけの、相手を道連れとした自殺行為の手段としての使い道である。

この章での考察がそのまま、なぜ「核兵器のない世界」が必要かという問いの間接的な答えになり得るが、次章ではさらに倫理学の視点を導入することでより直接的な解答を試みる。

### 第3章 核廃絶構想の理念上の必要性

冷戦時代、もはや全面戦争において勝利という概念が存在しない世界において核保有国は抑止政策を採用した。その究極的形態が米ソによる相互確証破壊(MAD)である。米ソは双方が確証破壊能力を持つことが戦略的安定にとり重要で、核戦争を回避する最も強力な動機を与えると考えた<sup>18</sup>。ここでいう確証破壊とは、どのような核兵器による先制攻撃を受けても敵に耐え難い損害を与える報復を実行できる核戦力のことで、耐え難い損害とは相手国の人口の5分の1、産業の2分の1の破壊が基準とされた<sup>19</sup>。そして、こうした抑止政策は西洋の責任倫理の思想によるものであった。西洋の倫理的伝統には心情倫理と責任倫理があり、心情倫理はある行為の動機が規範に則っているかという道義的潔癖性を強調し、責任倫理は動機がどうあれ行為の結果を強調する<sup>20</sup>。心情倫理の立場では、たとえよい結果を生むものであっても、その行為が普遍的な道義的規範に反するなら拒否すべきだと考え、核抑止政策に関しても、たとえそれが核戦争の抑止に有効でも核兵器の配備により敵方の無辜の民の生命を脅かすことは悪であるとして反対する<sup>21</sup>。しかし一度核戦争に至れば双方が破滅する核時代において、こうした道義的潔癖を保つことは自己の潔癖さの方が無数の他人の命よりも大切だという独善的で極端なエゴイズムに墮することになる。それよりは責任倫理の立場に立ち、核配備により敵方の非戦闘員を脅威に晒すという良心の呵責を覚え、不道德な手段を悔みつつも、そのことによりもたらされる核戦争回避という結果によってその行動を正当化すべきだと考えられた。国際司法裁判所は1996年7月に、核兵器による威嚇は一般的に国際人道法を含む国際法に違反するが、国家の存亡がかかる極限的状況においては合法とも違法とも結論を下すことができないとし<sup>22</sup>、事実上責任倫理による核抑止政策を容認したのである。

しかしこの責任倫理による抑止政策は大きな矛盾を孕んでいる。それが使用可能性のディレンマである<sup>23</sup>。意図しない恐ろしい結果を生む核戦争のリスクを前にして人々は核兵器の使用を避けようとするが、もし核使用の可能性が全く無く、あるいは無いものと相手方に認識されれば核の抑止効果は生まれえない以上、核抑止政策は核使用を前提としている。そのため核使用が本来制御できないものである以上<sup>24</sup>、抑止政策による核戦争回避は理論上誤りであると言わざるを得ない。もし核抑止が戦争を回避するなら、より多くの国々が核兵器を保有すれば国際平和がより一層達成されるという全く妥当性を欠く結論に至るのである。このことから、戦争抑止のために持っているだけなら核兵器には意義があるという考えは許容できず、核兵器保有は必ず核使用を前提とすることがわかった。この結論を(\*)とする。

次に核の限定戦争論について考える。これは抑止政策が核使用を前提としていても、その核兵器が小型であれば実際の戦争で使用可能だという議論である<sup>25</sup>。この議論に対する反論としては、以下のようなものがある。現在核兵器は小さいものはTNT換算で1キロトン以下のものから大きいものはほぼ望み通りの爆発力を持つものまであらゆる規模のものが製造可能であり、一度核使用に踏み切れば、たとえ当初は小型の核兵器を用いたとしても、負けている側は必ずそれより大型の核兵器使用により劣勢を挽回したい誘惑にかられ、双方とも順次核兵器を大型化する連鎖反応は不可避であり最終的には全面戦争に至るため、限定戦争論は機能せず核兵器の存在意義を認める根拠にはなり得ないのである。この結論を(\*\*)とする。

以上の議論から(\*)より抑止政策は理論的には機能せず、核兵器保有は核使用を前提とする。しかも(\*\*)から核使用を前提とすればたとえ小型の核兵器を用いても必ず最終的には核の全面戦争に至ることが明らかになった。ここで最後に核の全面戦争の是非を問うために正戦論の概念を導入する。この正戦論は戦争自体を悪と認めながらも、その中にはより大きな善のために許される悪があるとする思想であり、国際法において平時国際法で適用される「戦争への正義(jus ad bellum)」と、一度戦争が勃発してしまった場合に適用される戦時国際法に固有な問題としての「戦争における正義(jus in bello)」の二段階から成る。まず戦争への正義としては①自衛のための戦争であること、②十分な成功の見込みがあることなどの条件を全て満たすことが要求される<sup>26</sup>。ここで②に着目すると、核の全面使用の唯一の結果が戦争をする両者ともが敗北することであるため<sup>27</sup>、成功の見込みはなく核の全面戦争において戦争への正義は成立しないことがわかる。次に戦争における正義の基準としては③非戦闘員への攻撃の禁止、④残虐な手段の禁止などが挙げられる<sup>28</sup>。④については核兵器や生物化学兵器が該当するが、戦争とは元来残虐性と一体化しており特定の兵器のみが残虐だとして禁止するのは恣意的であるとの批判もある<sup>29</sup>。さらに③については二重効果論<sup>30</sup>を基礎とし、非戦闘員自体を標的とした攻撃と、戦闘員を標的とした攻撃に非戦闘員も巻き込まれる場合を区別し、前者のみを禁止することから、核兵器がいかに戦争遂行を支える生活世界の全体を無差別に破壊する兵器だとしても<sup>31</sup>、核攻撃が非戦闘員自体を特に標的とした攻撃であることを示すのは困難である。そこで注目されるのが、戦争への正義と戦争における正義の両方において満たすことが要求される比例性の原理に関する基準である。つまり⑤戦争の目的が戦争の手段と釣り合っていることが戦争においては絶対的に必要とされ<sup>32</sup>、正戦論は倫理的にも政治的にも大したことがないと考えられる目的のために悲惨な戦争を起こすことを固く禁じている。しかしハンス・モーゲンソーによれば「国家とは国家の生存を第一義的に考えることで成立する」<sup>33</sup>のであり、核の全面戦争が戦争をする双方を殲滅する以上、核戦争を手段として選択する国家にとってどのような目的も大した目的にはなり得ないのである。よって比例性の原理を満たすことができず戦争への正義も戦争における正義も成立しないことから、正戦論において核の全面戦争は決して容認できない事態であることが示された。この結論を(\*\*\*)として、今までの議論をまとめれば、(\*)から抑止政策は誤りで、核兵器保有は核使用を前提とし、しかも(\*\*)より核使用を前提とすればたとえ小型の核兵器を用いても必ず最終的には核の全面戦争に至る、さらに(\*\*\*)で核の全面使用は倫理的にも政治的にも容認できない行為であることから、たとえ核戦争回避のためでも核兵器保有は悪である。した

がって「核兵器のない世界」が必要であることが証明でき、ここに「核兵器のない世界」構想の思想的根拠を見出すことができるのである。

さらに近年、世界は新たな展開を見せている。冷戦終結により地球規模の核戦争が起きる可能性は減少したものの、抑止力や国威の向上のために開発途上国が核保有に乗り出すようになった。冷戦期には米ソが巨大な同盟網を各々構築しており、同盟国が独自に核を持つ代わりに米ソが自陣営の同盟国に対して拡大核抑止(俗に言う「核の傘」)を展開して安全を保障することで核の水平拡散に歯止めをかけていた。しかし冷戦構造の崩壊で3つの核拡散要因が出現した。第1にソ連崩壊によりソ連を中核とした同盟関係が崩れ、米国と対立する諸国は自力で自国の安全保障を確保するために核保有に踏み切った。この典型例として北朝鮮が挙げられる。第2に冷戦期は米ソ両国が自陣営拡大の目的で地域紛争への介入・関与をしたが、冷戦終結後は米ソが関与を放棄したためインドとパキスタンのように対立していた国々は核保有による軍事力増強を必要とするようになった。第3に冷戦後のロシアの影響力低下により核不拡散政策を米国が主導したため、米国に反発する国々が不拡散政策を米国の国益に沿った政策だとして拒否したことが挙げられる<sup>34</sup>。

こうした環境下で核軍縮の基盤としての役割を果たしてきたのが核兵器不拡散条約(NPT)である。NPTは現在188カ国が参加する多国間条約であり、(1)1968年の時点ですでに核保有していた米国、英国、フランス、ロシア、中国以外の国々は核兵器を保有しない、(2)その代わりに核保有国は核廃絶を究極的目標としつつ核軍縮を進めるという約束の上に成立している<sup>35</sup>。この条約は核保有国と非核保有国という2種類の締約国が存在する一種の不平等条約であるが、その不平等性にもかかわらず各国が条約に合意したのは核拡散を野放しにするよりも、核拡散を防ぎつつ核軍縮を促進する方が国際的な安全保障にプラスに作用すると判断したからである。したがって大多数の国々が核保有国の核廃絶を前提として自国の核保有を見合わせている以上、一握りの核保有国のみが核兵器を独占し他の多くの国々には核兵器の取得を禁ずるといふ世界の構造を無期限に継続させることは不可能である。もし核保有国が核廃絶を志向せずに現状に固執または核軍拡をすれば多くの国々がNPTを脱退し、各自の判断で核保有する国が激増し核使用の危険性が極めて高くなる。そのため核保有国であるNPT加盟国にとっては自国の安全にとっても核廃絶へ向けた核軍縮は有効な政策であると同時に、NPT体制下では核軍縮以外の選択肢は存在しないのである。このことから「核兵器のない世界」構想が必要なことがわかる。

#### 第4章 核廃絶構想の現実的意図

「核兵器のない世界」構想が必要なことは事実である。しかし、たとえ核兵器を地球上から撤去できたとしても人類から核兵器を製造する知識や技術を消し去ることは不可能であり、その意味で真に「核兵器のない世界」を実現することは理念的で理想主義的でさえある。オバマ大統領はこの点に関し、核廃絶は非常に困難であり、「すぐに達成されるものではなく、おそらく私の生きているうちには達成されない」<sup>36</sup>課題であることを認めており、失敗すれ

ば「核兵器のない世界」構想は政権にとっても痛手となる。ではなぜオバマ政権は「核兵器のない世界」の実現という危険な政策選択をしたのか。勿論そこにはオバマ大統領自身の政治信念が深く影響している。オバマ大統領はイリノイ州上院議員時代から核不拡散問題に関心を示し、連邦議会上院議員の頃には当時上院外交委員長だったリチャード・ルーガーとともに大量破壊兵器の盗難防止に関するオバマ・ルーガー法案を提出して成立させた<sup>37</sup>。しかし世界をリードする米国の大統領が後先考えず理想だけで「核兵器のない世界」構想を打ち出すとは考えにくい。そこには何か現実的な意図があると考えるのが妥当である。ではその意図とは何か。まず指摘すべきは核の闇市場による核拡散への危機感である。2004年にパキスタンのカーン博士が過去20年以上に渡って核技術が無頼国家などへ流出させていたことが発覚し、イランや北朝鮮、リビアがパキスタンから核技術を手に入ると同時に、パキスタンも北朝鮮からミサイル技術の提供を受ける<sup>38</sup>など核の闇市場による核拡散が想像以上に世界で進行していることがわかった。IAEAのエルバラダイ事務局長も「カーン博士の闇市場は氷山の一角に過ぎない」と警告し懸念を表明した<sup>39</sup>。こうした現状に対して「核テロは世界の安全への最も差し迫った脅威だ」<sup>40</sup>とし、核拡散が核テロに繋がることを非常に恐れるオバマ政権としては、核拡散を制限する唯一の基盤的枠組みであるNPTを強力に維持・拡大する必要が生じた。そしてNPTが核廃絶を前提とするため、たとえ建前であってもオバマ政権は核廃絶を前面に打ち出す必要に迫られたのである。ただオバマ政権の構想の裏にある現実的計算はこれだけではない。経済情勢に目を転じれば、オバマ政権は金融危機の克服、景気刺激、失業対策などで多額の財政出動を迫られ、歳出削減が可能な分野での予算縮小が不可欠となった。そのうえ現在の米国の核兵器は1980年代前半のレーガン軍拡によって製造されたものが大半を占め、核弾頭の寿命が20年程度である<sup>41</sup>ことを考えると、核兵器の数で現状を維持するためには新たな核兵器製造費用に巨額の予算が必要となる。オバマ政権はこの予算増額をとっても容認できず、核兵器製造にかかる予算を抑制するためには強力な核軍縮の潮流を国際的に形成することが望ましいと判断したのである。以上のようにオバマ政権の現実的意図があって初めて「核兵器のない世界」構想という理想が動き出したと言える。そこで次章では、オバマ政権の現実に基づく判断は本当に現実的なのか、そして核廃絶という理想は実現可能なのかについて考察する。

## 第5章 核廃絶構想の現実的意図は現実的か？

「核兵器のない世界」の実現には、核技術の拡散防止に焦点を当てる「供給側アプローチ」と、核保有の意義・役割をいかに弱めるかに焦点を当てる「需要側アプローチ」の2つのアプローチがある<sup>42</sup>。まず「供給側アプローチ」について考える。現時点では核拡散防止のためにはNPTに依存せざるを得ないが、NPTには前述のように締約国に核保有国と非核保有国が存在する不平等性の問題があることに加えて普遍性の問題もある。インドやパキスタン、イスラエルのように最初からNPTに加盟しない国も存在し、北朝鮮のように加盟国でありながら条約から脱退する国もあるため普遍的な枠組みと成り得ていない。さらにNPTの実効性

が不完全なことも問題視されており、イラクはNPT体制に入りながら核開発を続けたにもかかわらずIAEAはイラクの核開発を摘発できなかった。また、たとえ摘発してもIAEA単独ではその加盟国に強制的制裁を行う仕組みが存在せず、NPTが非国家主体による核拡散を想定していないことなどからも<sup>43</sup>、オバマ政権が目指す核テロ防止はNPT体制のみでは限界がある。こうした厳しい現状にロシアの状況が追い打ちをかけている。旧ソ連時代の膨大な核兵器を引き継いだロシアが弱体化したことで核管理体制がずさんになり、核物質を盗んで売却する事件が多発し新たな核拡散のリスクを生んでいるのである。さらに皮肉なことに、米露間の軍縮進展で核兵器が解体されても、その際に生じる核物質の管理・処分に必要な資金を拠出する財政的余裕がロシアにはなく、核物質を放置したことで核物質流出に拍車をかけた<sup>44</sup>。アメリカのモントレール不拡散研究センター(CNS)によれば2003年だけで旧ソ連諸国での核物質の不正取引は40件あり<sup>45</sup>、IAEAは1995～2007年までに1000件を超える不正取引があったとしている<sup>46</sup>。したがって「供給側アプローチ」から見えてくる世界は「核兵器のない世界」とは程遠い状況にあり、オバマ政権の核廃絶構想の現実的意図は非現実的である。

次に「需要側アプローチ」について考える。このアプローチは核拡散防止のためには核兵器の意義・役割を減少させ、最終的には無力化することが必要だとする立場であり、一つの可能性としては核兵器の先行不使用体制の構築が挙げられる<sup>47</sup>。しかし、この体制はNPT体制と同様に多国間条約の形を想定するため、制度遵守を強制する方法の欠如や非国家主体を扱えないなどの理由から問題の根本的解決には成り得ない。現在最も重要なのは、国際的体制への参加が期待できない無頼国家や非国家主体への核拡散を防ぎ核テロを阻止することなのである。そこで注目されるのがブッシュ(父)政権が打ち出したGPALS計画(Global Protection Against Limited Strikes)の復活である。この計画は偶発的に発射されるミサイル攻撃に対して全地球規模の防衛ができるシステムを構築しようとするものである。具体的には、以下のようなシステムである。高性能赤外線センサーを持つブリリアント・アイズ(Brilliant Eyes)という衛星を宇宙空間に24基配備し、この衛星が飛来するミサイルや弾頭を赤外線センサーで捕捉し、そのコースと未来位置をブリリアント・ペブルス(Brilliant Pebbles)に伝える。すると宇宙空間に数百基配備されたブリリアント・ペブルスがこの情報をもとにロケット噴射でミサイルや弾頭などの目標の未来位置に進み、赤外線センサーで目標を捕捉して破壊するシステムであり、技術的な目処はついて<sup>48</sup>。このシステムは多くの衛星を必要とするため、欠点としては妨害電波の発信やレーザー照射による衛星破壊攻撃に脆弱であることが指摘され<sup>49</sup>、現に2007年には中国が宇宙空間で衛星破壊実験を実施している<sup>50</sup>。さらに財政難の米国にはシステム構築のための巨額の予算捻出は困難であることが予想される。しかし最大の利点は無頼国家と非国家主体をも包括的に扱え、全ての核弾頭やミサイルに対処可能なため、核兵器の無力化へ向けて大きく前進できることである。そして核兵器の無力化は、核兵器の意義・役割の終焉を意味することから必然的に核兵器の需要が低下し核拡散による核テロも阻止できる可能性が高まる。「需要側アプローチ」は核廃絶に現実味を持たせ、GPALS計画は、人類が自らの技術的進歩により招いた核兵器という困難を自らの更なる技術的進歩により克服するしかないということを示唆している。

## おわりに

結局「核兵器のない世界」を実現する確実な方法などないのではないか。戦争は人類の歴史とともに古くからあり、それを避けるための取り決めとしての軍縮も少なくとも聖書の時代から続いている<sup>51</sup>。しかし、だからと言って核廃絶への努力を放棄するのは誤りであり、その時々で変化し続ける現実と、平和という理想の間で懸命に打開策を探る努力こそが時代を創る原動力になっているのである。「歴史の最大の教訓は、将来に関する予見を盲信せず、現在だけに精力的な愛着を持った人だけがまさしく歴史を創ってきたということ」<sup>52</sup>であり、そうした時代創生の有様を描いてみたいという想いから本稿の題名「核兵器廃絶、理想と現実の狭間で」を定めた。

最後に「核兵器の世界史」における日本の独自の地位について触れておきたい。一つ譬え話をする。殺人が犯された時、それが放置されたら社会は立ち行かないが、仕返しとして誰かが犯人を殺せば、またしても殺人が犯されたことになり、そこには殺人の禁止は成り立たない。殺人を禁ずるには犯された殺人に対して殺人で応じることが断念されなければならない。それによって初めて殺人の禁止は可能になる。殺人は罰せられるからタブーなのではなく、まず殺人に殺人で応じることが断念されるからタブーとして成立するのである<sup>53</sup>。もし現在の世界において核兵器が一種のタブーとして機能しているとすれば、それは最初にして唯一の核攻撃を受けた日本が、その想像を絶する惨禍にもかかわらず核兵器の保有断念を世界に表明したからである。しかし「殺人のタブー」が殺人を完全には防げないように、「核のタブー」を破ることは可能である。また現実的には各国の利害が対立し、権謀術数が渦巻く国際政治の舞台は善悪を語れる場ではなく、核兵器廃絶は実現できないであろう。たとえ実現したとしても、科学が進歩することで核兵器よりもさらに破壊的な兵器が出現することも考えられる。したがって人類の歴史が続く限り核兵器の恐怖は存在し、人類はこの文字通り終わりのなき試練を生きなければならない。こうした現実を前にして、人類はたとえ非力ではあっても善悪の拠り所を必要とする。日本は核の歴史を綴り、伝え、風化させないことにより、歴史に核を語らせ、核時代の善悪の座標軸を世界に示すことができるただ一つの国なのである。そうした地位と役割を自覚して日本は理想と現実の狭間で「核兵器のない世界」に向けて大いに努力すべきではないだろうか。

## 注

- <sup>1</sup> George Shultz, William J. Perry, Henry A. Kissinger, and Sam Nunn, “A World Free of Nuclear Weapons”, Wall Street Journal, January 4, 2007.
- <sup>2</sup> 『バラク・オバマ大統領のフラチャニ広場(プラハ)での演説』。  
本資料は下記ウェブサイトで閲覧可能。(2011年1月9日現在)  
在日米国大使館ホームページ <http://tokyo.usembassy.gov/tj-main.html>
- <sup>3</sup> ジョセフ・ロートブラットら 『核兵器のない世界へ』(かもがわ出版、1995) 18頁。
- <sup>4</sup> 同上書 1頁。
- <sup>5</sup> 同上書 21頁。
- <sup>6</sup> 同上書 24頁。
- <sup>7</sup> MADとはMutually Assured Destruction(相互確証破壊)の略で、米ソの双方が確証破壊能力を保持することが核戦争を回避する戦略的安定にとって重要であるとするドクトリンのこと。ここでいう確証破壊とは、どのような核兵器の先制攻撃を受けた場合でも相手方に耐え難い損害を与える核報復を実行できる核戦力のことで、耐え難い損害としては相手国の人口の5分の1、産業の2分の1の破壊が基準とされた。
- <sup>8</sup> SDI計画とはStrategic Defense Initiative(戦略防衛構想)の略で、レーガン政権時に構想された、宇宙空間でアメリカを目標として飛来するミサイルを撃墜するというプログラムのこと。
- <sup>9</sup> ジョセフ・ロートブラットら 『核兵器のない世界へ』(かもがわ出版、1995) 30頁。
- <sup>10</sup> 西谷修 「凡庸化する核」『現代思想 2003年8月号』(青土社、2003) 63頁。
- <sup>11</sup> 梅本哲也 『アメリカの世界戦略と国際秩序』(ミネルヴァ書房、2010) 20頁。
- <sup>12</sup> 西谷修 『夜の鼓動にふれる』(東京大学出版会、1998) 104頁。
- <sup>13</sup> 同上書 108頁。
- <sup>14</sup> カール・フォン・クラウゼヴィッツ 『戦争論』(芙蓉書房出版、2008) 22頁。
- <sup>15</sup> 同上書 44頁。
- <sup>16</sup> ヘンリー・A・キッシンジャー 『核兵器と外交政策』(駿河台出版社、1995) 125頁。
- <sup>17</sup> 梅本哲也 『アメリカの世界戦略と国際秩序』(ミネルヴァ書房、2010) 20頁。
- <sup>18</sup> 同上書 26頁。
- <sup>19</sup> 同上書 25頁。
- <sup>20</sup> ジョセフ・S・ナイ・Jr 『核戦略と倫理』(同文館出版、1988) 27頁。
- <sup>21</sup> 戦闘員も非戦闘員も命の重さは平等であるという平等な配慮の原理(Singer 2003)から、非戦闘員だけでなく戦闘員も戦争において生命を脅かす又は殺害することは犯罪であると考えられるが、倫理学では戦闘員になる意志表示をした瞬間に敵方の戦闘員との間に「自分が死ぬか相手が死ぬかである」という相互了解が成立し(Nagel 1972)、その戦闘員は(何ら罪を犯していなくても)「無実」ではなくなり、戦争の文脈において戦闘員の生命を脅かす又は殺害する行為は「殺人」つまり「無実の人を殺すこと」とはみなされなくなるのである。

- 22 International Court of Justice, Case Summaries, “Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons,” Advisory Opinion of 8 July 1996.
- 23 ジョセフ・S・ナイ・J r 『核戦略と倫理』(同文館出版、1988) 80 頁。
- 24 同上書 78 頁。
- 25 ヘンリー・A・キッシンジャー 『核兵器と外交政策』(駿河台出版社、1995) 165 頁。
- 26 伊勢田哲治 「戦争倫理学における功利主義的思考」『応用倫理学研究 vol3 2006』。
- 27 ヘンリー・A・キッシンジャー 『核兵器と外交政策』(駿河台出版社、1995) 125 頁。
- 28 伊勢田哲治 「戦争倫理学における功利主義的思考」『応用倫理学研究 vol3 2006』。
- 29 同上書。
- 30 二重効果論は「よい意図のために何かをする場合、悪い副次的影響があることを分かった上でその行為を行っても行為のよさは損なわれない」とする立場のこと。
- 31 西谷修 『夜の鼓動にふれる』(東京大学出版会、1998) 104 頁。
- 32 伊勢田哲治 「戦争倫理学における功利主義的思考」『応用倫理学研究 vol3 2006』。
- 33 Hans J.Morgenthau, Politics Among Nations (New York:Knopf, 1958), p. 9.
- 34 吉田文彦 『核のアメリカ』(岩波書店、2009) 202 頁。
- 35 同上書 169 頁。
- 36 『バラク・オバマ大統領のフラチャニ広場(プラハ)での演説』。  
本資料は前述のウェブサイトで閲覧可能。
- 37 吉田文彦 『核のアメリカ』(岩波書店、2009) 230 頁。
- 38 岩田修一郎 『核拡散の論理』(勁草書房、2010) 117-118 頁。
- 39 同上書 121 頁。
- 40 『バラク・オバマ大統領のフラチャニ広場(プラハ)での演説』。  
本資料は前述のウェブサイトで閲覧可能。
- 41 高橋杉雄 「オバマ政権の国防政策」『国際安全保障 第 37 巻第 1 号』(国際安全保障学会、2009) 39 頁。
- 42 岩田修一郎 『核拡散の論理』(勁草書房、2010) 170 頁。
- 43 同上書 143 頁。
- 44 同上書 111 頁。
- 45 Center for Nonproliferation Studies, NIS Export Control Observer, 2003.
- 46 IAEA, Illicit Trafficking Database, Fact Sheet, 2007.
- 47 石津朋之(編) 『戦争の本質と軍事力の諸相』(彩流社、2004) 192 頁。
- 48 森本敏(編) 『ミサイル防衛』(日本国際問題研究所、2002) 105-106 頁。
- 49 梅本哲也 『アメリカの世界戦略と国際秩序』(ミネルヴァ書房、2010) 176 頁。
- 50 Department of Defense, Military Power of the People’ s Republic of China: Annual Report to Congress, 2008.
- 51 ハーバード核研究グループ 『核兵器との共存』(TBS ブリタニカ、1984) 293 頁。
- 52 小林秀雄 『小林秀雄全作品 10』(新潮社、2003) 17 頁。
- 53 西谷修 「凡庸化する核」『現代思想 2003 年 8 月号』(青土社、2003) 66 頁。

## 参考文献

- 石津朋之(編) 『戦争の本質と軍事力の諸相』(彩流社、2004)
- 伊勢田哲治 「戦争倫理学における功利主義的思考」『応用倫理学研究 vol3 2006』
- 磯村早苗、山田康博(編) 『いま戦争を問う』(法律文化社、2004)
- 岩田修一郎 『核拡散の論理』(勁草書房、2010)
- 梅本哲也 『アメリカの世界戦略と国際秩序』(ミネルヴァ書房、2010)
- カール・フォン・クラウゼヴィッツ 『戦争論』(芙蓉書房出版、2008)
- 加藤尚武 『戦争倫理学』(筑摩書房、2003)
- 小林秀雄 『小林秀雄全作品 10』(新潮社、2003)
- ジョセフ・S・ナイ・J r 『核戦略と倫理』(同文館出版、1988)
- ジョセフ・ロートブラットら 『核兵器のない世界へ』(かもがわ出版、1995)
- 高橋杉雄 「オバマ政権の国防政策」『国際安全保障 第37巻第1号』(国際安全保障学会、2009)
- 西谷修 「凡庸化する核」『現代思想 2003年8月号』(青土社、2003)
- 西谷修 『夜の鼓動にふれる』(東京大学出版会、1998)
- ハーバード核研究グループ 『核兵器との共存』(TBSブリタニカ、1984)
- ヘンリー・A・キッシンジャー 『核兵器と外交政策』(駿河台出版社、1995)
- マイケル・ウォルツァー 『正しい戦争と不正な戦争』(風行社、2008)
- マックス・ウェーバー 『職業としての政治』(一穂社、2005)
- 森本敏(編) 『ミサイル防衛』(日本国際問題研究所、2002)
- 吉田文彦 『核のアメリカ』(岩波書店、2009)
- Peter Singer "Nothing justifies valuing one life ahead of another " The Age, April 1, 2003.
- Thomas Nagel "War and massacre", Philosophy and Public Affairs Vol.1,1972.